

レファレンス だより

2011年10月号
No. 107

福岡市総合図書館
図書サービス課 相談係
☎092-852-0632



レファレンス・サービスとは、情報を求めて来られた利用者に対して、図書館の資料等を活用して、必要としている情報を探すお手伝いをするサービスのことで、法律相談や物品鑑定などといったお答えできない質問もあります。また、質問によっては回答に日数がかかるもの、資料や情報が提供できない場合もありますのでご了承ください。

■レファレンス受付件数（2011年7月分）

参考	人文	社会	自然	郷土
942	1,896	497	476	467
国際	国連	こども	ホピュラー	合計
561	89	1,600	1,151	7,679

（開館日 27日 一日平均 284件）



今月のレファレンス徹底解説！

Q：関東大震災後、復興を目指す時期にもかかわらず議会や政治家がゴタゴタしていた。その様子や、東日本大震災後の国会と比較した資料はないか？

■議会資料

『帝国議会衆議院議事速記録 43 第四六・四七回議会 下』

『帝国議会衆議院議事速記録 44 第四八・四九回議会』（衆議院／編 東京大学出版会 1982）

2階 D2 R314.14/シ

官報号外に掲載された「大正12年、12月議会」の議事速記録より、議会の様子が伺える。旧字体での表記ではあるが議長や大臣、議員との質疑や答弁のやり取りや、拍手が起きた箇所、また罵声についても詳細に記録されており、当時の議会がかなり荒れていたことがわかる。

■復興・関東大震災関連

『復興コミュニティ論入門』（浦野 正樹／編 大矢根 淳／編 弘文堂 2007）2階 D17 369.3/7

震災復興の章に関東大震災後の復興事業について記載あり。「震災によって南関東一帯等は大きな損害を受けたが、大都市東京・横浜については、国の指導（内務大臣一臨時官庁・帝都復興院を率いた後藤新平ら）によって、それ以前の都市の近代化の遅れを一気に取り戻すべく、焦土買上案を含む大規模な復興計画（「帝都復興計画（事業）」）が企図された。この事業は挙国一致の象徴となることが期待されたが、政治的に弱体な山本内閣の後盾となることが期待された帝都復興審議会の審議過程では、逆に復興案が、伊藤巳代治の反対意見や江木千之の無償減歩違憲論などによって弾劾・縮小され、事務費も削除となる。この計画は財政難や政治的状况から大幅な縮小を余儀なくされた。」とある。

『関東大震災』（中島 陽一郎／著 雄山閣出版 1995）2階 B11 210.69/ナ

「短命に終わった地震内閣」として記述あり。「山本内閣の弱点は、議会に必要な与党議員の少数であった」とし、帝都復興計画案は政友会による修正可決、政府提出の保険会社貸付資金公債法案はやはり政友会の反対で審議中止になったと記載あり。

■後藤新平に関する資料

『正伝・後藤新平 8』（鶴見 祐輔／著 一海 知義／校訂 藤原書店 2006）2階 B14 289/ゴト

後藤新平から見た「政治」に関する記載あり。一時政権を失った政友会が、勢力を挽回せんとする努力がすさまじい中、おのれの政治スタンスを述べた“大乘政治論”の中で「未熟な政党の行動または病態に対しては、ひそかに不満足の情をもたざるを得ないと同時に、各政党が自ら改善して堅実な合理的発達を遂げることを希望してやまない」といった政党観や政治家論を述べている。

■雑誌記事

『文藝春秋 2011年6月号』1階雑誌 79A

特集記事「関東大震災と東日本大震災」に「政治混乱という類似」として内閣を比較した対談あり。関東大震災後の首相の交代や政党同士の足の引っ張り合いについても述べられている。



その他にもこんな質問がありました

Q：長崎県「対馬」の地名の由来が知りたい。

■事典

『古事類苑 [3] 地部 2』(吉川弘文館 1976年) 2階 C1 R031.2/3

対馬国の項目に、対馬の名称について江戸期までの14の書物からの引用を読むことができる。

■地名関連

『角川日本地名大辞典 42 長崎県』(角川書店 1987年) 2階 C11 R291.03/カ

対馬国の項目には、「ツシマ」という倭語に対馬と当て字したものと解せられ、その本意は「津の島」というのが「古事記伝」以来の通説とある。また、近年韓国の学者より、ツシマとは韓国語の tu-sem (2島)ではないかとの説が出されている。

『地名の古代史 九州篇』(谷川 健一/著 金 達寿/著 河出書房新社 1988年) 閉架書庫 210.3/4

谷川氏、金氏の対談の中で、対馬は朝鮮語のツーセムからきているだろうという話がある。

■日本史・地方史関連

『古代史の鍵・対馬』(永留 久恵/著 大和書房 1994年) 2階 B12 219.3/ナ

“ツシマ”という日本語に漢字の対馬(ツマ)を当て、ツシマとは“津の島”という意味とする津島説。海の向こうの「馬韓」に対するという意味で、対馬の字が用いられたとする説。「対馬国」は「対海国」と書くのが正しいという説。対馬(ツシマ)は韓国語の tu-sem (二つの島)からきたとする説がある。

『新対馬島誌』(新対馬島誌編集委員会 1964年) 閉架書庫 291.93/シ

古代日韓の間の中継地で船舶の集合する所だったためつしまといい、そのつしまに対馬という相似の音文字をあてたとみるのが妥当であろうとある。津は海上では船の集泊するところの意味。そのほかに、津島、都斯麻など対馬の呼称についても載っている。

Q：ドクターヘリについて全国の配備状況や実績などが知りたい。

■救急医療関連

『ドクターヘリ ‘飛ぶ救命救急室’』(西川 渉/著 時事通信出版局 2009年) 1階 65 498/ニ

日本と世界のドクターヘリの現状と今後の展開について、述べられている。

『救急医療改革』(小濱 啓次/編著 東京法令出版 2008年) 2階 E10 498.1/コ

救急医療体制の現状と救命率向上のためのドクターヘリ導入について、解説されている。

『ドクターヘリ』(小濱 啓次/著 へるす出版 東京 2003年) 2階 E10 498/コ

H19(2007)年に「ドクターヘリ特別措置法」が制定されており、この資料は法改正前に出版されたものであるが、日本で初めてドクターヘリが導入された経緯が詳しい。

『Jレスキュー 2011年3月号』(イカロス出版) 1階雑誌 84B

防災・レスキュー関連の雑誌。この号は「ドクターヘリ新時代へ」という特集が組まれ、全国の配備状況や導入予定、各チームの紹介などが掲載されている。

■インターネット情報

救急ヘリ病院ネットワーク (HEM-Net) 【<http://www.hemnet.jp/>】

「ヘムネットデータバンク」のタブをクリックすると、関係法令、運行実績などの統計が閲覧できる。

厚生労働省HP 【<http://www.mhlw.go.jp/>】

サイト内検索ボックスに「ドクターヘリ」を入力すると、県別・年度別搬送件数(H18年度まで)あり。

Q：欄間や障子などに使われる、組子のデザインを見たい。

■デザイン関連

『木竹工芸の事典』(柳 宗理/[ほか]編集 朝倉書店 東京 1985) 2階 B18 754/ㇿ

組子欄間について説明あり。スギ、ヒノキ材による組手を三つ組手(一重菱に堅を通した型の組手切り)の方法に組み、その間の空間に組子をいれて接着し模様とした欄間。簡潔な幾何学模様を中心である。代表的な34種類の図柄と名称あり。工具類や作業工程が写真でわかる。

■建築関連

『和室造作集成』(山片 三郎／著 学芸出版社 1979) 2階 E3 527.4/ヤ

欄間や障子に使用される組子のデザインが多く収録されている。欄間の組子模様には菱組、麻の葉組、亀甲組など巧緻を極めていいる。また、銀閣寺や北野天満宮などの古代花形組子と呼ばれる図柄も掲載あり。障子の組子には横組、横繁組などがあり、それぞれのデザインや説明が記載されている。

■雑誌記事

『サライ 1997年9月4日号』(小学館) 閉架書庫

特集「障子のある生活」に昭和初期の精巧な組子障子の写真が紹介されている。また、障子は縦の組子(骨組み)が多いものが「縦重」、横が多いと「横重」と呼ばれる。

Q: 祭祀承継について、誰が受け継ぐのかなどを知りたい。

■法律関連

『六法全書 23年度版 2』(江頭 憲治郎・小早川 光郎／編集代表 有斐閣 2011年) 2階 D1 R320.91/口
民法第897条1項では「系譜、祭具及び墳墓の所有権は前条の規定にかかわらず慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する」とあり。

『家族法概論』(有地 亨／著 法律文化社 2005年) 2階 D10 324.6/7

遺骨の帰属について、学説では相続人、喪主、祭祀主宰者に帰属するものの3つに分かれているとあり。最近の判例を交えながら遺骨の帰属について解説あり。祭祀承継した後に離婚する際の承継についても記述あり。

『相続・遺言の法律相談』(高岡 信男／編著 学陽書房 2010年) 1階 67 324.7/タ

遺骨・香典・位牌・墓地などの帰属について解説されている。遺言でできる行為について「相続の法廷事項」の中で祖先の祭祀主宰者を指名することができる」とあり。

■墓制関連

『墓』(西村 義山／著 リヨン社 1981年) 2階 D19 385.6/ニ

「墓地埋葬法と祭祀の相続規定について」の項目の中で民法上の規定のほか、祭祀財産を受け継ぐ基準や、裁判例など紹介されている。

Q: 韓国の新しい住所表記方法と新住所の検索方法を知りたい。

■新住所表記

今までは日本と同じ「地番制」で住所表記を行っていた。しかし急速な都市化により、地番では位置情報としての機能を果たせなくなって来た。そこで韓国政府は世界の多くの国が採用している「道路名方式」による住所表記に変更するため、2006年に「道路名住所法」を制定し、2014年には「道路名」による住所表記に完全に移行することになった(2013年末までは移行期間)。

全国の全ての道路に全て名前が付けられ、道の大きさにより「○○大路」>「○○路」>「○○길」となる。道路の起点から終点方向に道の左側の建物に奇数番号、右側の建物に偶数番号が20m間隔で付与されて基礎番号となり、その基礎番号の間の建物には1-1, 1-2, 1-3と枝番号が付与される。

(例) ソウル市庁 (旧)ソウル特別市中区太平路 1街 31 → (新)ソウル特別市中区世宗大路 110

※ソウル市庁は中区世宗大路の起点から約1.1km付近の右側にあることがわかる。

『法典 2011』(현암사 2011年) 2階 A6 FR101KOR/320.92/BE

699頁から「道路名住所法(도로명주소법)」の詳細が記載されている(韓国語)。

白井京「海外法律情報-韓国-新住所表記の導入と印鑑登録制度廃止の動向」(「ジュリスト」2011年8月15日, 1427号, p.144,) 雑誌架 M15

韓国の道路名住所導入の経緯などについて解説を行っている。

■新住所表記検索 ※現在の住所表記から新住所表記を検索できる。英文でも検索可能

・行政安全部道路名住所案内システム 【<http://www.juso.go.kr>】

・ソウル特別市道路名住所案内システム 【<http://juso.seoul.go.kr>】

※ 棚番号は総合図書館のものです。本によっては、分館も含めて複数冊所蔵しているものがあります。



今月の一冊！

『新日本語-手話辞典』

(全国手話研修センター日本手話研究所／編集 全日本聾啞連盟 2011年) 2階 D6 R378.28/3

今年3月に起きた東日本大震災を機に首相や官房長官等の記者会見に、史上初めて手話通訳がつきました。今回ご紹介するのは、手話の辞典。1997年発行当時、例文とイラストが対応した画期的な辞典として、優れた言語学・日本語学の研究に送られる新村出（しんむらいずる）賞を受賞した『日本語-手話辞典』を全日本ろうあ連盟が14年ぶりに大幅改訂。「携帯電話」や「メタボリック症候群」など近年使用されるようになった新しい手話を追加収録。見出し語の総数は約1万語。例文と手話のイラストを対応させた構成。手話は話す人の表情で意味が変わることがあるため、イラストは生き生きとした表情や指先の繊細な動きが分かるよう描かれています。

索引は、手話表現から言葉を引く“手話イラスト索引”と、言葉から対応する手話を探す“日本語語彙索引”があります。付録には国名・地名、指文字、数字のほか、日本式、アメリカ式、国際式のアルファベット指文字の表現などが掲載されています。

使ってみました！⇒“インターネット”という言葉の手話表現を調べる！

“日本語語彙索引”を引くと「インターネット」が見出ししか例文に使われているのは3件。「インターネット」の項目にイラストと解説文あり。例文に「インターネット販売」を挙げ、〈インターネット〉＋〈売る〉の手話表現の組み合わせでその意になることが分かる。また「検索」の項目では「インターネットで検索する」（→〈インターネット〉＋〈検索〉）、「回線」の項目では「インターネットの回線が混む」（→〈インターネット〉＋〈満員〉）の表現がそれぞれ解説されている。



点字図書館 について

点字図書館は、総合図書館のエントランスから入って右手にあります。

福岡市内またその近郊にお住まいの視覚障がい者の方を対象に、点字図書・録音（テープ）図書・CD図書の郵送貸出を行っています。所蔵がない資料は、国内の点字図書館及び関係機関（公共図書館、インターネット上の“サピエ図書館”等）から取り寄せ提供しており、全国的な相互協力で運営しています。

点字図書館では、墨字資料（原本）をもとに点訳、音声訳を行う各専属ボランティアの皆さんが活動しています。1階閲覧室には対面朗読室を完備しており、専属の対面朗読ボランティアが対応しています。それぞれの分野のボランティア技術を養成するための講習会も定期的実施しています。館の運営が成り立っているのは、まさにこのボランティアの皆さんのお陰です。

また、利用者の希望で雑誌や図書を製作する点訳・音声訳のプライベートサービス、簡易な文書を電話で代読するファックス代読サービス、インターネット利用を支援するネットワークアクセス指導、さらに総合図書館所蔵の音楽CDを郵送貸出するサービスも行っています。

この他、年に一度、利用者とボランティアとの交流を目的とした“点字図書館のつどい”を開催し、著名な方の文化講演会や参加者との交流会を実施しています。隔月で発行する「点字図書館だより」では、新刊図書やイベント、その他関連情報をご案内しています。

点字体験もいつでもできますので、ご登録が無い方も是非ご来館下さい。お待ちしております。



読書週間！

食欲の秋、スポーツの秋、芸術の秋…。みなさんはどんな秋をお過ごしでしょうか。文化の日（11月3日）を挟んだ10月27日から11月9日までの2週間は読書週間です！この機会に大作に挑戦するのも良いかもしれませんね。